

東荒川ダム湖を使用される方へのお願い

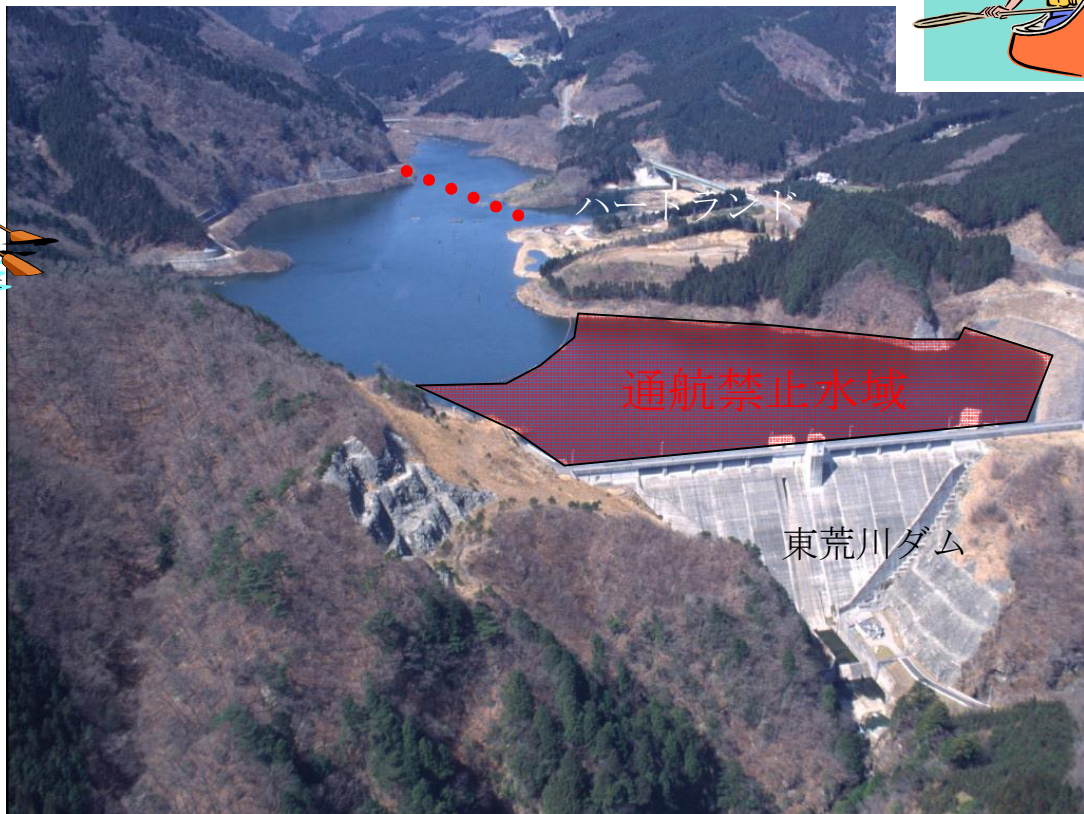
(使用される方は使用届を必ず提出してください)

東荒川ダム湖で**エンジン動力**船舶を使用することは**遠慮願います**。

※東荒川ダム湖は、塩谷町、さくら市、茂木町に水道用水を供給する「水がめ」です。
エンジン動力船舶から事故等により油類が流出すると、その影響が甚大になることが懸念されますので、エンジン動力船舶の乗り入れは遠慮願います。

なお、東荒川ダム湖にはダム管理上の規制がありますので、手漕ぎボートカヌー等を使用する方はルールに従って使用してください。

- ① 通航**禁止**水域：**ダム堤体から上流約 200m 網場**までの水域
- ② 通航**制限**水域：**網場から上流、天上沢、黒沢合流点**まで
- ③ 通航**制限時間**：日の出から日没まで
- ④ 通航制限速度：2 ノット（約 3.7km/h）以下



※洪水調節により水位変動がある場合は使用規制をいたしますのでご協力ください。

※落石、倒木の危険があるため、がけ地へは接近しないでください。

※初心者だけによる湖面使用は、安全管理上ご遠慮願います。事故等の責任は当事務所では一切負いません。

※当日の使用届は受理出来ませんので、事前に下記へお問い合わせください。

ルールに違反すると河川法の規定により罰せられます。

河川はみんなのものです、ルールを守って楽しく使用しましょう。

(問合せ先) 東荒川ダム管理所 0287-45-1426

矢板土木事務所ダム管理部 0287-44-2187